

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成26年 9 月 2 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 議案第39号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第40号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第45号 愛西市市江児童館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第46号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第47号 愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第48号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第15 議案第49号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第16 議案第50号 平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第17 議案第51号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第18 認定第 1 号 平成25年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 2 号 平成25年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 3 号 平成25年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 4 号 平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 5 号 平成25年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 6 号 平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第24 認定第7号 平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第8号 平成25年度愛西市水道事業会計決算の認定について

日程第26 報告第4号 平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書について

日程第27 報告第5号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第28 決算特別委員会の設置について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聰明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 勇 君
総務部長	石原 光 君	企画部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	五島 直和 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	飯谷 幸良 君
消防長	小塚 良紀 君	福祉部長	小澤 直樹 君
監査委員	戸谷 静治 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議事課長	佐藤 敏彦
--------	-------	------	-------

書 記 山 田 宗 一

書 記 服 部 陽 介

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、3番・石崎たか子議員、4番・加藤敏彦議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月24日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日9月2日から9月26日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月26日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区急病診療所組合議会議員の石崎たか子議員、お願いをいたします。

### ○3番（石崎たか子君）

海部地区急病診療所組合、高松議員とともに、平成26年7月3日、海部地区の急病診療所におきまして、平成26年第2回臨時会が行われました。

付議事件といたしまして、議長選挙については黒川勝好氏、蟹江町の方でございます。

同意第1号：監査委員（識見を有する者）の選任については、早川安弘氏、あま市選出でございます。

議案第7号：平成26年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額が46万9,000円でございます。補正後の予算総額1億3,526万9,000円。全員異議なく賛成いたしました。

続きまして、平成26年8月27日、これも海部地区急病診療所におきまして、平成26年第3回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第8号：平成26年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第2号）について、補正額は259万円でございます。補正後の予算総額1億3,785万9,000円でございます。

認定第1号：平成25年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額1億6,045万7,988円、歳出総額が1億3,015万5,255円でございます。差引残高3,030万2,733円。

以上、この2件についても全員賛成でございました。

以上、報告を終わります。

### ○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでした。

次に、海部南部水道企業団議会議員の堀田清議員、お願いいたします。

### ○17番（堀田 清君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成26年第2回定例会が平成26年7月25日から8月5日までの会期で海部南部水道企業団議場において開催をされました。

付議事件につきましては、認定第1号：平成25年度海部南部水道企業団水道事業決算について、収益的収支、収入22億6,837万3,806円、支出21億3,979万6,234円、資本的収支、収入7,756万1,380円、支出9億4,814万6,091円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填をする。全員賛成をもって決されました。

なお、決算資料につきましては事務局へ預けておきますので、お目通しを願いたいと思いません。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでした。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○庁舎建設等調査特別委員長（山岡幹雄君）

庁舎建設等調査特別委員会の結果を報告いたします。

庁舎建設等調査特別委員会は、第12回、7月17日午前10時からと、第13回、8月12日午後2時からの2回を開催いたしました。

第12回の開催では、支所整備基本計画案について、施設整備課長から説明を受けた後、質疑応答となりました。

質疑の中で、市民意見募集の結果、永和出張所の廃止に対して反対する意見があったが、説明会を開催するつもりはあるかの質問では、説明会等は考えていないという答弁があり、既存の庁舎を壊した跡地の計画はの質問では、活用方法は今後検討していくことになると思うが、売れる土地に関しては売却も含めて検討していきたいという答弁でした。

また、既存庁舎にある津島祭の壁画を残せないかとの質問には、移設が必要になるため、多額な費用がかかると聞いている。費用対効果を考えて検討していきたいという答弁でした。

第13回の開催では、統合庁舎建設・改修工事の請負契約に係る賃金等の変動に対する愛西市公共工事請負約款第25条第6項の運用について、施設整備課長からの説明を受けた後、質疑応答となりました。

質疑の中で、奥村組へ提示する金額が確定していないため、協議ができないということだが、協議した金額は変更できるのかの質問では、奥村組へ金額を提示し、協議の上、最終的には承諾書をもらう。双方が了承した金額が変更金額になると考えているという答弁があり、行政手続法で日数が決まっている部分があると思うがという質問では、運用基準等で請求が出てから協議開始日を7日以内に通知しなければならず、協議に入ってから確定までの期間は14日以内となっている。また、残工事量を算定する基準日は運用基準の中では請求日から14日以内と定められており、今回の請求日は7月14日のため、最大限後ろに延ばし、残工事量を少なくしてスライド金額を抑えるため、基準日は14日後の7月28日ということにしているという答弁でした。

また、今の段階では協議は開始されていないのかとの質問には、まだ協議は開始されていないという答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成26年4月から平成26年6月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をしております。

また、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付をいたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願ひいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成26年9月愛西市議会定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

この7月、8月は納涼祭りなど、市内各地で多くのイベントが開催されまして、議員各位にも御参加いただきまして、まことにありがとうございました。市民が中心となり開催されたイベントも多く、今後もこれら市民が先頭に立って行っただけの事業に対しましては、行政といたしましてもしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

また、御承知のとおり、この夏も大変暑い日が続くとともに、全国各地で局地的な豪雨があり、甚大な被害が発生した地域もありました。被害に遭われた方々に対し、お悔やみ、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

我々の住むこの地域におきましては、大変ありがたいことに、近年、大きな災害などは発生いたしておりませんが、災害はいつどこで発生するかわかりません。その備えの一つといたしまして、8月31日には平成26年度の総合防災訓練を開催させていただきました。議員各位を初め多くの市民の皆様方に御参加をいただき、感謝申し上げます。今回の訓練を十分に踏まえ、今後の備えの一つとするとともに、さらなる市民の防災意識の向上に向けつなげていきたいというふうに考えております。今後も議員各位の皆様方の御指導、御協力をお願いしたいというふうに思います。

さて、今議会におきましては、条例制定5件、指定管理者の指定4件、補正予算4件、決算認定を8件、報告2件の23件を上程させていただきました。その中で、議案第42号：愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきましては、歯と口腔の健康が市民の健康保持増進と健康寿命の延伸に大きく影響するという認識のもと、制定を目指すものでございます。

議案第48号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出1億3,089万3,000円の追加をお願いするものでございまして、その中の企業誘致予定地での埋蔵文化財調査の範囲が確定したことに伴いまして、その調査委託料を5,010万円。また、中学校の体育館の非構造部材耐震工事の実施設計を委託するもので1,073万4,000円などを計上させていただきました。

また、認定第1号から第8号までの平成25年度の決算認定につきましては、主要施策成果及び実施報告書の内容を変更させていただきまして、できる限り皆様方にわかりやすく作成をさせていただきました。内容を御確認いただきたいというふうに思います。

なお、各議案の内容の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、各議案とも慎重に御審議賜りますようお願いを申し上げ、招集の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第39号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第39号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

議案第39号について、御説明をさせていただきます。

議案第39号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て新制度の施行に伴い、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、条例の本文でございます。

愛西市条例第17号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

目次にございますとおり、この条例につきましては、第2章において特定教育・保育施設の運営に関する基準について定めております。第3章においては、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。

この条例につきましては、本文ではなく、別添で資料をつけさせていただいております。右上に「議案第39号資料」とあります本条例の概要を使いまして説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目をごらんください。

1のところに条例制定の背景についてとございます。この欄の4行目をごらんください。

新制度においては、施設や事業者からの申請に対して、市が計画に照らし合わせ、給付対象となる施設であることを確認し、給付費を支払うこととなりますとあります。新しい制度におきましては、保育所であるとか幼稚園、認定こども園などの施設に対する給付でありますとか、地域型保育事業などの事業に対する給付の主体を各市町村と定めております。給付を行う場合には、これら施設や事業者からの申請を受けまして、市町村がそれぞれの運営に関する基準を

定める条例に合致するかどうかを確認した後、給付を行うこととにされました。この条例につきましては、この運営に関する基準を定めるために制定をしようとするものでございます。

2番目、条例の趣旨及び目的の欄でございます。

1行目のところに、子ども・子育て支援法第34条第3項の内閣府令に定める基準と書いてございます。これは、給付の対象となります教育・保育施設に関する運営基準の制定に係る根拠でございます。

同じく2行目につきましては、特定地域型保育事業に係る法第46条第3項の内閣府令に定める基準に基づきとございます。施設の場合と同じでございます。給付の対象となります事業に関する運営基準の制定の根拠となるものでございます。つまり条例の運営に関する基準におきましては、基本的には内閣府令により定められているということになっております。

3番目の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」という項がございます。

ここの2行目中ほど以降でございますが、運営に関する基準では、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない従うべき基準というのと、地方自治体が参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されている参酌すべき基準という2つの基準に区分をしております。

2ページ目以降については、各条文の概要をお示しさせていただいておりますが、表の右側に従う・参酌という欄と、市の基準という欄がございます。この部分が従うべき基準と参酌すべき基準、これの別と参酌した結果を表示してございます。

今回の条例制定におきましては、全ての項目におきまして国が示す基準に従って制定をさせていただいておりますけれども、運用をしていくにつれまして参酌すべき基準に変化があれば、その都度条例を改正していくということになるかと思っております。

条例案の個々の条文につきましては、資料を含めてお目通しいただいておりますので、個々の項目についての説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

なお、本条例の施行期日でございますが、9ページの附則の1にございますように、この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行日から施行するといったことになっております。

本条例に関する法の施行日、子ども・子育て支援法でございますけれども、こちらの施行日については現在まだ決まっておられません。といいますのは、来年の4月1日までの間に政令をもって施行日を定めることになっておりますけれども、現在のところは政令が出てきておりませんので、施行日については現在まだ確定していないといったところでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第40号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第40号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第40号について説明をさせていただきます。

議案第40号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て新制度の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第18号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

先ほどの条例と同じでございますが、目的のところがございますとおり、家庭的保育事業につきましては、大きく4つの事業に分かれておりまして、第2章の家庭的保育事業、第3章の小規模保育事業、第4章の居宅訪問型保育事業、第5章の事業所内保育事業がございます。小規模保育事業につきましては、さらにA型からC型の3種類がございます。

これらの事業の事業所を設置しようとする場合につきましては、本条例に定める最低基準を満たした施設を整備した後、愛西市の認可を受けるということの手続が必要になることでございます。

先ほどと同様に右肩に議案第40号資料と表示のあります条例の概要をごらんください。

1の条例制定の背景についてでございます。4行目をごらんください。

新制度におきましては、この場合は児童福祉法でございます、児童福祉法が改正をされまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が新たに市の認可事業として位置づけがされました。先ほどの議案第39号の条例案でもこの4つの事業の運営基準というのが出てまいります。先ほどの条例では、これらの事業を行うことによりまして市から給付を受けようとする場合には、その事業が給付の対象であることを市が確認する必要があるという規定でございました。簡単に言えば、議案第40号でお示しをする条例については、認可の基準を示す条例ということになります。前の議案第39号につきましては、給付の確認のための基準を定める条例という形でございます。

2の条例の趣旨及び目的の欄をごらんください。

1行目中ほどから児童福祉法云々という形で載っていきまして、3行目のところに基準を定めるものですといったところがございます。本条例の制定の根拠を示すものでございます。

この事業の対象になりますのは、3歳未満児、3歳未満の児童でございます。おのこの事業の概要については下の表に簡単にまとめてございますので、ごらんいただきたいと思っております。それぞれの事業につきまして、章を分けて細かな基準を定めてございます。

3につきましては、先ほどの議案第39号と同じ内容でございます。本条例におきましても市が独自に参酌した項目といったものについては、今回は設定をしてございません。

最後に施行期日になります。これにつきましても9ページのところに書いてございますように、これにつきましても同じでございます、子ども・子育て支援法の施行日から施行するといった形で経過措置が決められています。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第41号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第41号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第41号について説明をさせていただきます。

議案第41号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て新制度の施行に伴い、愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第19号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

内容につきましては、先ほどと同様、別添の資料により御説明をさせていただきたいと思います。資料をごらんください。

1番の条例制定の背景につきましては、前の2件の議案と同様でございます。新しい制度のもと、条例で設備と運営に関する基準の2つを定めるものでございます。

2番の条例の趣旨及び目的といたしましては、改正されました児童福祉法第34条の8の2第1項の規定によりまして、この条例を定めるものでございます。

従来、この放課後児童健全育成事業につきましては、厚生労働省が作成しておりましたガイドラインに沿った形で必要な設備でありますとか、運営基準が定められておりました。これを児童福祉法を改正することによりまして、市町村が設備及び管理に関する条例を定めるといった形に変更いたしまして、目安となる厚生労働省令を定め、先ほどと同じでございます、市町村が従うべき基準と参酌すべき基準に区分をいたしました。これについては前と同じ考えでございます。これにつきましても、市が独自に参酌をした項目についてはございません。

なお、この放課後児童健全育成事業につきましては、前の2件の議案にありましたような認可でありますとか、確認でありますとか、こういったものの対象になるものではございません。この事業につきましては、以前から社会福祉法のほうに規定がございまして、第2種社会福祉事業に定義がされておりますので、これに基づく届け出、この場合は届け出になります。届け出の対象事業といった位置づけになっております。

最後に、施行期日でございます。この条例も前と同様でございます。子ども・子育て支援法の施行の日から施行するといった形で決められてございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第42号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第42号：愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第42号：愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、市民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的に歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進するため、制定する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第20号：愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例を次のように制定するものであります。

内容につきましては、別紙資料の条例の概要をもとに順次各条文の内容につきまして御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず根拠法令としまして、歯科口腔保健の推進に関する法律及びあいち歯と口の健康づくり8020推進条例の趣旨に基づきまして定めるものでございます。

まず第1条では、この条例を制定する目的を表記したもので、市民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを規定しているものでございます。

第3条では、基本理念、歯と口腔の健康づくりについての本条例におけます基本的な考えを定めたものです。元来個人の健康は各個人が自主的に取り組む課題であるとは言えますが、市民の健康の実現に向け、社会全体としても個人の主体的な取り組みを支援し、市民の自主的な歯科疾患の予防に向けた取り組みが生涯にわたって行われることを促進するものでございます。

第4条では、歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む市の責務について定めたものです。

第5条では、市民が歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、基本理念でも述べているとおり、市民の自主的な取り組みが極めて重要であることから、市民の役割について明らかにしたものでございます。歯と口腔の健康づくりは全身の健康づくりにも関係しているため、市民の役割として自主性を尊重しつつ、みずから進んで歯と口腔の健康づくりに取り組むよう、努めていただくよう定めたものでございます。

また、歯と口腔の健やかな成長、発育は子供の生涯を通しまして健康に大きな影響を及ぼすことから、子供の歯と口腔の健康づくりに係る保護者の取り組みを第2項に定めております。

第6条では、歯と口腔の健康づくりに当たっては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、その他歯科医療または歯科保健治療に係る業務に従事する者の果たす役割が特に重要であることから、その役割を定めたものでございます。

第7条では、歯と口腔の健康づくりを推進するに当たりまして、保健医療福祉関係者及び教育関係者が果たす役割について定めたものでございます。

第8条では、事業者に対しまして新たな義務を課すものではなく、自主的な取り組みを促すことを目的としています。

第9条では、市民の歯と口腔の健康づくりに関する自主的な取り組みを支援するため、市の基本的な施策を示したものでございます。

第10条では、歯と口腔の健康づくりを正式な定め的基本的な計画について定めたものでございます。

第11条では、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、市が必要な財政上の措置を講ずるよう努めていることを定めております。

附則といたしまして、この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第43号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第43号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第43号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、今回の各法律の主な改正点といたしまして、まず最初に中国残留邦人等に関する法律の1点目としまして、法律の名称を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものでございます。

2点目としまして、永住帰国した中国残留邦人等が亡くなった後、配偶者支援金を支給できる配偶者を永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者とするものでございます。

関係条例としましては、愛西市条例、以下愛西市は省略をさせていただきます。手数料条例、母子家庭等医療費の支給に関する条例、1枚はねていただきまして2ページをお願いします。障害者医療費支給条例、3ページをお願いいたします。精神障害者医療費支給条例、国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例、農業集落排水事業等分担金に関する条例の7つの条例でございます。

3点目としまして、附則の追加でございます。

法律の一部改正によります経過措置によって、改正前の法律の規定により支援給付を受けていた者について、引き続き支援給付を受けることができるものでございます。

関係条例としましては、戻っていただきまして2ページをお願いします。母子家庭等医療費の支給に関する条例、障害者医療費支給条例、3ページをお願いいたします。精神障害者医療費支給条例の福祉医療制度の3条例でございます。

次に、また戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

母子及び寡婦福祉法につきまして、題名を母子・父子家庭医療費支給条例に法律の名称を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

関係条例としましては、母子家庭等医療費の支給に関する条例でございます。

最後に、法律名等の改正に伴いまして、事業名を母子・父子家庭医療費に改めるものでございます。

関係条例としましては、子ども医療費支給条例、母子家庭等医療費の支給に関する条例の2条例でございます。

以上、8つの条例につきまして関係箇所の変更及び規定の整理を行うものでございます。

なお、今回の条例改正に伴いまして、福祉医療制度の4条例につきまして、各医療費の受給資格などの要件につきましては変更はございません。

3ページの最後に、附則といたしまして、この条例の施行期日は平成26年10月1日からとさせていただきます。以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第44号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第44号：愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第44号について説明をさせていただきます。

議案第44号：愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について。

愛西市佐屋西児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名

でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市佐屋西児童館、指定管理者となる団体、愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福社会、指定の期間、平成27年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、この案を提出いたしますのは、愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第45号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第45号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

続きまして、議案第45号の説明をさせていただきます。

議案第45号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定について。

愛西市市江児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市市江児童館、指定管理者となる団体、愛西市西條町東善太149番地、社会福祉法人市江福社会、指定の期間、平成27年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由につきましては、先ほどと同様地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第46号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第46号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第46号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンター、指定管理者となる団体、愛知県北名古屋市北野天神13番地、株式会社福祉の里、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

提案理由でございます。先ほどと同様、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第47号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第47号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

議案第47号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンター、指定管理者となる団体、愛知県稲沢市平和町下起中336番地、株式会社サンケア、指定の期間、平成27年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

提案理由につきましては、先ほどと同様、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第48号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第48号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第48号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,089万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億8,833万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入より御説明いたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金で、前年度精算に伴いまして、後期高齢者医療特別会計より190万8,000円を繰り入れるため補正計上をさせていただいております。

第2項基金繰入金で、財政調整基金より1億2,738万5,000円を追加計上させていただいております。

以上の歳入で一般財源の収支を図っておりますので、よろしくお願いいたします。

第19款雑収入、第5項雑入におきましては、消防団員退職報償金受入金としまして160万円を追加計上し、関係歳出に充当させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、それぞれ所管部長より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、市民生活部長より御説明いたします。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、歳出につきまして市民生活部の所管に関するものについて、御説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目後期高齢者医療費におきまして、19節負担金、補助及び交付金の療養給付費で後期高齢者医療広域連合の前年度療養給付費負担金の確定に伴いまして、負担金1,930万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきまして、平成26年10月より水痘及び高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種化に伴いまして、11節需用費、印刷製本費としまして7万6,000円、12節役務費としまして郵送料で33万8,000円、13節の委託料で個別予防接種委託料2,048万3,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

次は経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部所管分について、御説明をさせていただきます。

9ページ、10ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農業土木費、13節委託料におきまして287万2,000円の補正をお願いしております。これは農地・水保全管理の向上活動の16地区から22地区に、共同活動25地区から30地区にふえた履行確認分と新規組織立ち上げ業務6地区分でございます。

19節負担金、補助及び交付金におきまして566万7,000円の補正をお願いしております。これにつきましては、農地・水保全管理の向上活動地区22地区分と、共同活動30地区分の事業補助金でございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費におきまして、12節役務費2,000円につきましては、総合庁舎周辺の道路整備により道路用地として御協力いただく売買契約に貼付する収入印紙代、13節委託料107万6,000円におきましては、土地の分筆及び所有権移転登記等の公共嘱託登記の委託料となっております。

17節公有財産購入費の114万1,000円におきましては、道路用地の購入費となっております。

11ページ、12ページでございます。

22節の補償、補填及び賠償金1,750万円におきましては、物件補償費となっております。

続きまして、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費の13節委託料5,010万円におきましては、埋蔵文化財発掘調査の範囲が決定いたしましたので、調査委託料として計上させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（小塚良紀君）

それでは、消防費について御説明させていただきます。

歳出、9款1項2目非常備消防費の8節報償費で、消防団員退職報償金につきましては160万円の補正をお願いしております。これにつきましては、消防団員の退職者が当初見込みよりふえたこと、また勤続年数が長い、あるいは階級等上位の退職者が多く含まれていたためでございます。

なお、これに伴う歳入につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金より消防団員退職報償金受入金として160万円を計上いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

次に教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（五島直和君）

教育部の所管に関するものについて、御説明させていただきます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料におきまして1,073万4,000円をお願いしております。これは、小・中学校の屋内運動場等における安全確保の観点から、天井等の落下防止対策として非構造部材耐震工事の実設計を委託するものでございます。今回実施設計を行う対象施設は4施設でございます。内訳は、立田中学校、八開中学校、佐屋中学校、佐織西中学校の屋内運動場でございます。

以上で、平成26年度一般会計補正予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第49号（提案説明）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第49号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活部長（永田和美君）**

議案第49号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,857万5,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書9ページと10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金として112万7,000円の追加をお願いするものでございます。これは前年度の保険料負担金額の確定により精算に伴う補正でございます。

また、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金としまして190万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入につきましては、1枚戻っていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金としまして303万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第50号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第50号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第50号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億9,853万8,000円とするものでございます。

歳出を説明させていただきます。

9ページ、10ページをごらんください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金でございます。介護給付費の県費負担分の精算分を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、平成25年度実績に基づく精算によりまして返還をするものでございます。

歳入でございます。

7ページ、8ページをごらんください。

6款県支出金におきまして189万4,000円の増額でございます。平成25年度の実績により精算分を受け入れるものでございます。

9款繰越金におきましては1,233万6,000円の補正でございます。過年度返還金の財源として繰越金を充てさせていただくものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第51号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第51号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

議案第51号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,964万5,000円にするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをごらんください。

歳出で、公債費元金160万円を償還するものでございます。これは前年度に愛知県流域下水道事業建設事業負担金の財源としまして、財政融資資金を負担金支払い日にあわせて借入申請をいたしました。借入申請後、建設事業の減少に伴いまして負担金の額が減少し、借入金の過充当分ができました。その過充当分の160万円を繰り上げ償還するものでございます。

歳入につきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

償還に伴う財源といたしましては、前年度繰越金を充てさせていただくものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第1号から日程第25・認定第8号まで（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・認定第1号：平成25年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25・認定第8号：平成25年度愛西市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、認定第1号：平成25年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、概要の御説明を申し上げます。

平成25年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別冊の監査委員さんの意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、御配付させていただいております別冊の平成25年度愛西市一般会計・特別会計歳入歳出決算の主要施策成果及び実績報告書により順次御説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、この実績報告書につきましては、従来の様式から変更をさせていただきました。まず、様式を決算書に合わせまして縦にしたこと、また内容につきましても過去3年間の決算額、財源、予算執行率など、より細部にわたり記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、実績報告書の4ページをお願いします。

平成25年度の一般会計決算につきましては、歳入決算額221億8,221万5,504円で、歳出決算額208億7,372万7,182円となりました。

歳入歳出差引額につきましては13億848万8,322円となり、このうち繰越明許費及び逡次繰越費で平成26年度に繰り越すべき財源の983万1,250円を差し引いた額12億9,865万7,072円を実質収支額としまして、平成26年度へ繰り越すものでございます。

以下、歳入より順次御説明させていただきますけれども、初めに市税の関係につきまして総務部長より御説明いたします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、まず最初に市税の関係から御説明をさせていただきます。

同じく実績報告書の9ページをお開きください。

1款の市税の関係でございますけれども、平成25年度収入額といたしましては72億1,764万5,495円となりまして、前年度と比較いたしまして6,981万1,686円、1.0%の増収という結果に相なっております。

続きまして、税目ごとの内容について御説明申し上げます。

まず市民税の関係でございますけれども、収入額につきましては33億8,938万3,987円と、前年度と比較いたしまして852万9,039円、0.3%の増収という結果になっております。内訳でございます。個人市民税につきましては、要因等を分析した結果、やはり農業所得と、それから退職所得の増加が若干ございまして、約1.6%、約4,997万円の増という結果になっておりますが、逆に法人市民税におきましては実効税率の改正がございまして、14.8%、約4,145万円の減少という結果になっております。全体としまして0.3%の微増という決算額になっております。

続きまして、固定資産税の関係でございます。収入額につきましては33億8,444万907円と、前年度と比較いたしまして3,409万6,219円、1.0%の増収となっております。要因といたしましては、課税標準額につきまして土地の関係でございますが、これは住宅用地に係る負担調整措置の上限が引き上げられたこと、それによりまして1.0%。一方、家屋につきましては新增

築家屋の増加傾向というものが顕著にあらわれておりまして、3.3%の増収という要因があります。また、償却資産につきましては、例年による原価と、総務大臣、それから知事配分というものがございまして、その減少により6.2%の減少と。償却資産については減少という要因があるわけでございますけれども、全体といたしまして、固定資産税につきましては1.0%の増収という結果になっております。

続きまして、軽自動車税でございます。収入額1億1,097万3,100円という決算額でございます。前年度と比較いたしまして258万5,900円、2.4%の増収という結果に相なっております。

これは御案内のとおり、要因といたしまして、近年、環境配慮により軽四乗用車の増加が顕著にあらわれておりまして、その増収が主な要因ではなかろうかというような結果になっております。

続きまして、市たばこ税でございます。収入額3億3,284万7,501円と、前年度と比較いたしまして2,460万528円、8.0%の増収という決算額になっております。たばこにつきましては、近年、健康志向の高まりに伴いまして、本数そのものは減少しておる傾向でございますけれども、25年4月から税率が変更されまして、その要因が増収という結果になったというふうに捉えております。

市税につきましては以上でございます。

次に、企画部長のほうから、他の交付金関係について御説明を申し上げます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは引き続き、私から市税以外の主な歳入について御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2款地方譲与税から第7款自動車取得税交付金までの金額の増減につきましては、引き続き東日本大震災からの復興需要や好調な企業業績が見られ、特に軽減税率廃止に伴い、株式等譲渡所得割交付金が大きく増額となったものの、国の好循環がまだ我々地方にまで波及していない状況であるというふうに捉えております。

第9款の地方交付税につきましては、前年対比2.1%増の59億7,605万7,000円となっております。この主な要因につきましては、普通交付税におきまして地域の元気づくり推進費の算入や、公債費に算入されます合併特例債や臨時財政対策債の元利償還金に対する増というふうに考えております。

最後に、17ページをお願いします。

第20款市債の関係では、45.8%の増となっております。内容につきましては、統合庁舎整備事業を初め5事業につきましては、合併特例債で交付税措置率が元利償還金の70%でございます。防災情報通信ネットワーク整備事業につきましては緊急防災減災事業債で、交付税措置率につきましては元利償還金の80%でございます。臨時財政対策債につきましては13億円となっております。交付税措置率につきましては元利償還金の100%でございます。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

次に歳出の主な項目につきましては、最初に総務部長より御説明いたします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、まず最初に総務部所管の歳出の主な内容について御説明をさせていただきます。
歳出の20ページをお開きいただきたいと思います。

所管につきましては秘書課の関係でございますけれども、事業名コミュニティFM放送運営事業の関係でございます。これは平成25年4月にこのFM放送の運営が開始されまして、そのFM放送の運営に係る運営費を近隣町村、関係町村で補助しておるということで、補助金について交付をしたという内容でございます。

次に、23ページをお開きください。

これは総務課の所管になるわけでございますけれども、23ページの市有バスの運行管理委託事業でございます。前年度と比較いたしまして大きく決算額が減という状況になっておりますけれども、当初予算の説明の段階でもお話を申し上げましたように、台数、運行回数の減もそうでございますけれども、立田のマイクロバスがございましたけれども、廃止をいたしておりますので、ここにも書いてありますように、現行2台で運行したと。そんなような要因で、対前年減というような状況になっております。

それから、右側の24ページの関係でございます。新電力調達業務事業でございますけれども、市内公共施設の電気代を削減するという目的から、電力の調達先を新電力に変更し、当初予算に計上をお願いしたというものでございます。対象施設につきましては、33の公共施設を対象として、電力の調達業務をしたわけでございますけれども、削減効果額につきましては下段の表の中に記載のとおり、約542万円ほど削減効果があったという結果になっております。

次に、29ページ、30ページをお開きください。

これは安全対策課の関係でございますけれども、内容の説明に入る前に、大変申しわけございません、ちょっと科目の名称の誤字がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

まず29ページの2款総務費、7項総務管理費になっておりますけれども、防災費でございますので、防災費という形で御訂正がいただきたいというふうに思っております。

それから、右側の30ページの中段にも2款総務費、7項総務管理費という記載がございますけれども、これも防災費ということで、御訂正がいただきたいというふうに思っております。申しわけございません。よろしく願いいたします。

それでは、主な内容について御説明をさせていただきます。

まず29ページのほうの災害対策推進事業という形で、各事業を実施してまいったわけでございます。その中で、右側の欄のほうで主に新規事業に重点を置いて説明をさせていただきます。

防災情報通信ネットワーク整備工事ということで、これは25年度から市内全域を整備する同報系の防災無線の整備工事を実施いたしました。それに関連する管理業務についても執行をさせていただきました。

それから、その下の防災備蓄倉庫建設工事は、森川町地内において寄附をいただきました土地を有効活用するというを踏まえまして、その用地を防災備蓄倉庫ということで用地造成をいたしまして建設工事を実施いたしました。

次に、31ページをお開きください。

施設整備課の関係でございますけれども、25年度もいろいろ統合庁舎の関係について、あるいは駐車場整備について、いろいろ事業を実施したわけでございますけれども、統合庁舎の関係につきましては議会のほうでもいろんな御意見等をいただきまして、若干統合庁舎そのものの整備計画を見直しました。そんな中で、継続費という形で議会のほうにもお願いをし、その継続費の年割額で定められました25年度事業の執行分について、これも記載がございますように、設計業務、それから管理業務委託、こういった委託業務を実施いたしました。それとあわせて改修工事ですね。これは会議室と北側に大会議室があったわけでございますけれども、この会議室の解体工事と、今進めております増築等の建設工事に着手をいたしました。

また、あわせて文化会館東側の駐車場整備ということで、25年度は造成工事と、それに関連する地権者の御協力をいただきまして、用地取得等も実施をしております。よろしくお願いをいたします。

次に、企画部長のほうから説明をさせていただきます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、企画部所管の主な項目について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

企画課の関係で、上段の自治基本条例策定委員会が延べ24回開催されております。また、中学生を対象とした出前講座も前年度に引き続き開催がされております。

次に、33ページをお願いします。

中段のふるさとPR隊事業でございますけれども、ふるさとPR隊事業の関係ではあいさいさん弁当コンテストを初め、キャラバン隊を結成しまして、市内外に向け、愛西市のPRに努めております。

下段の行政改革推進事業におきましては、行政改革推進委員会において26、27年度の2年計画になりましたが、行政改革第3期推進計画策定のための協議をお願いしたところでございます。

少し飛びまして、36ページをお願いします。

情報管理課の関係でございますけれども、電算事務委託料のうち住民基本台帳ネットワークシステム機器等を更改作業及び保険者ネットワーク拡張作業を25年度で実施させていただいております。

企画部の所管については以上でございます。

続きまして、福祉部長より御説明させていただきます。

○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、福祉部所管の主な事業について説明をさせていただきます。

少し飛びますが、49ページをごらんください。

49ページの上の表、総合支援医療費の育成医療分でございます。これにつきましては、25年度から県からの事務移譲によりまして市で行うようになっております。その関係で、25年度か

ら決算額のところが表示をされております。

51ページをごらんいただきますでしょうか。

上の表、日常生活用具扶助でございます。これにつきましては、利用件数が年々増加してきておりまして、これに伴いまして決算額もふえてきております。

同じく下の表、こちらは補装具の扶助でございます。これにつきましては、25年度におきましては車椅子の利用が大幅に伸びまして、その関係で支出が伸びております。

その右の52ページ、上の表になります。障害者総合支援給付費でございます。こちらにつきましては、利用の回数が大幅に増加してきておりまして、これが給付費の増大につながっております。

その下の表、障害者通所給付費でございます。これにつきましては平成24年度に法改正がございまして、障害児サービスの提供料がふえるに従いまして利用もふえてきております。これにつきましては、50ページの下欄の中ほどにあります日中一時支援事業のほうから新制度への移行分ということもありまして、伸びとしては大きな伸びになってございます。

はねていただいて、53ページをごらんください。

生活保護の関係でございます。合併以降、世帯数、人員ともに増加を続けておりましたけれども、24年度以降につきましては、世帯数、人員ともに増加傾向がちょっと鈍ってきております。最近では、どちらかといえば頭打ちのような状況になってきております。

58ページをごらんください。

上の表、寝具洗濯乾燥消毒サービスでございます。こちらにつきましては、御利用になる利用者が大きく伸びておりまして、非常に需要が大きいのかなということを感じております。

はねていただきまして、60ページ、下の表をごらんください。

高齢者タクシー扶助でございます。こちらにつきましても、やはり利用者が大きく伸びてきておりまして、毎年、額については増額を繰り返しております。

はねていただきまして、61ページ、下の表、子ども子育て支援事業でございます。平成25年度におきましては、ニーズ量調査、アンケート調査を行いまして、本年度中に子ども・子育て支援計画、市の支援計画を策定するといったものでございます。

はねていただきまして、63ページ、上の表でございます。

遺児手当でございます。平成25年度におきまして制度改正がありました。その関係で年に3回の支払い機会があるわけですが、そのうちの1回分が26年度分にずれ込んでしまいました関係で決算としては大きく減少しておりますが、実質的には変化がございませんので、また本年度以降は、24年度と同様の支払い見込みに戻るといった予定でございます。

右側の表、64ページ、下の表でございます。

民間保育所に対する運営費補助事業・特別保育事業費の補助事業でございます。これにつきましては決算額が非常に大きな額になっておりますが、美和多保育園、勝幡保育園、西川端保育園、この3つの保育園について施設整備が重なりましたので、これに対する補助という形で大きな伸びとなっております。

はねていただいて、65ページ、下の表をごらんください。

児童クラブ室増設工事でございます。児童クラブの利用を小学校3年生まででありましたものを小学校6年生まで拡大するに当たりまして、8カ所の児童館や子育て支援センターにおきまして増築や改築を行ったものでございます。

はねていただいて、67ページ、上の表でございます。

児童クラブ事業等運営費補助事業でございます。児童クラブにつきましては、民間の事業者に運営費の補助を行っておりまして、これについても利用者の増加に伴いまして補助金額がふえてきておる現状でございます。

右側68ページ、母子福祉事業でございます。この事業の利用者につきましては年々減少してきておりまして、24年度は5件の利用でございました。

福祉部は以上でございます。

続きまして、市民生活部長より説明をさせていただきます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、市民生活部の所管に関する部分につきまして、御説明をさせていただきます。

69ページをお願いいたします。

保険年金課の関係でございますが、国民年金事業の年度末の実績と年金相談の利用状況でございます。収納関係では、国の納付特例などの取り組みの強化によりまして、免除申請者が増加しております。

次に、70ページをお願いいたします。

障害者医療費、精神障害者医療費、また後期高齢者医療費と、福祉医療費につきまして、それぞれの対象者をもとに医療費の自己負担額を助成いたしました。

次に、71ページをお願いいたします。

後期高齢者医療制度の中で、広域連合の委託を受けまして特定健診に準じました健康診査としまして、個別健診と海部医師会所属の医療機関と津島市医師会所属の医療機関に委託しまして実施をさせていただきました。また、集団健診としまして、保健センターなどの公共施設で実施をいたしました。

続きまして、72ページをお願いします。

子ども医療費としまして、小学校6年生までの入院、通院及び中学校1年生から中学校3年生までの入院に係ります医療費の自己負担分を助成させていただきました。

続きまして、健康推進課の関係でございます。

73ページをお願いします。

予防接種事業でございますが、平成24年度までは助成事業で実施してございましたヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン予防接種は平成25年度より定期予防接種となりまして、実施をさせていただいております。

次に、75ページをお願いします。

がん検診事業でございますが、平成25年度より個別がん検診におきまして、津島市との相互

乗り入れによりまして津島市の医療機関でも受診が可能となり、指定金融機関の拡大を図りまして実施をいたしました。

次に、77ページをお願いします。

下段の表であります、第2次愛西市健康日本21計画策定事業につきましては、平成26年3月に計画を策定いたしました。

次に、79ページをお願いいたします。

予防接種助成事業でございますが、下段の風疹ワクチン接種緊急促進事業でございますが、全国的な風疹の流行に伴い、妊婦への感染を予防するため、平成25年7月から愛知県の補助事業で実施をさせていただいております。

次に、82ページをお願いします。

未熟児養育医療事業でございますが、平成25年度より愛知県から市町村に事務移譲されました事業で、未熟児の養育に必要な入院医療費を給付するものでございます。

次に、84ページをお願いします。

環境課の関係でございます。

総合斎苑管理事業としまして、平成23年9月より指定管理制度の導入により管理、運営を行っております。

次に、85ページをお願いします。

下段になります、住宅用太陽光発電システム設置整備事業の補助金としまして、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援するため助成をいたしました。

次に、87ページをお願いします。

一番下段になります、海部地区環境事務組合負担金としまして、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図りました。以上でございます。

次に、経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、経済建設部所管の主な部分について御説明させていただきます。

92ページをお願いいたします。

経済関係でございますが、農業振興費の負担金、補助及び交付金につきましては、農業者と消費者の交流を深めるフェア等に参加をいたしました。また、昨年の11月29日、30日に開催しました農畜産物品評会では、出品点数は284点でありました。この品評会は農業技術の向上や栽培農家の研究意欲の高揚を図る目的で開催をいたしております。

続きまして、93ページをお願いいたします。

水田農業対策事業についてでございますが、生産調整助成金といたしまして、加工用米、集団転作作物の支援を行っております。

続きまして、94ページをお願いいたします。

農業土木関係でございます。

湛水防除事業負担金と95ページの地盤沈下対策事業負担金といたしましては、県等が施行しました事業費を流域面積等により負担をし、排水機及び排水路等の整備を図ったものでございます。

続きまして、96ページをお願いいたします。

土地改良区補助事業でございます。これは各土地改良区がその土地改良区内において実施した農業基盤整備促進事業、単独土地改良事業及び適正化事業等に対して、その事業費の一部を補助することによりまして、排水路等の整備を行ったものでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

商工費関係でございますが、商工会の健全な育成発展を図りました。また、小規模企業等振興資金保証料補助金につきましては、小規模企業者の経営振興に寄与するとともに、負担の軽減を図りました。また、観光協会補助金につきましては、観光協会の健全な育成と観光資源をPR、発信し、活用を図ったものでございます。そして、小規模企業等の振興資金融資預託金によりまして、中小規模商工業者の経営振興を図ったものでございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

土木費関係でございます。

道路維持費の工事請負費と103ページの道路新設改良費の工事請負費におきましては、市道整備を行ったことによりまして、通行者の安全と利便性の向上を図ったものでございます。公有財産購入費でございますが、市道整備のための必要な用地の確保をいたしました。

続きまして、106ページをお願いいたします。

都市計画関係でございます。

民間木造住宅耐震診断委託料といたしまして、旧基準木造住宅の耐震化を促進するため、対象となる木造住宅の耐震診断を例年どおり100棟を行ったものでございます。民間木造住宅耐震改修費補助金といたしまして、木造住宅の倒壊等による災害防止を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施した14戸に対して助成を行ったものでございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。

勝幡駅前周辺整備事業の関係で、工事請負費といたしまして、駅南交通広場、駅舎建設負担金を含む都市計画街路工事等といたしまして、社会資本整備総合交付金を活用して施工をいたしました。以上でございます。

続きまして、消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（小塚良紀君）

それでは、9款消防費の主な事業について御説明させていただきます。

109ページをごらんください。

消防本部総務課、非常備消防費でございます。

各種訓練及び出動手当でございますが、一般訓練等で25年度は愛知県消防操法大会に海部地方を代表して消防団が小型ポンプ操法に出場しており、一般訓練等の延べ人員が2,272人と前年度より280人ほど多くなっております。

次に110ページ、備品購入費でございます。発電機を整備し、夜間や停電時等の活動範囲の拡大を図っております。

次に、消防施設等整備事業でございます。

耐震性貯水槽工事で永和中学校、藤浪地域防災コミュニティの2カ所に設置し、地震災害に備えて消防水利の確保を図りました。また、消火栓新設工事では、八開地区4カ所を初め市内10カ所に消火栓を設置し、消防水利の充実を図りました。備品購入費では、従来の車両より積載能力、機能等が充実した機材搬送車を整備し、大規模化する、また多様化する災害への対応力の向上を図りました。

次に、111ページ、消防課費でございます。

救命講習でございますが、学校や自主防災会等で6,335名の方が受講されました。救命のために現場に居合わせた人の応急手当が最も重要といっても過言ではありません。先月には心肺停止状態の方が社会復帰されたという事案も出ております。今後も一層の普及啓発を図っていきたいと考えております。

また、備品購入では、インフレーターボートなど水難救助資機材や地水利調査用の單車等を整備いたしました。

112ページ、教育及び資格取得から救急救命士養成まででございますが、ここ数年退職者が多く出ている状況でございます。消防力が低下することがないように、特に若手職員の資格取得や教育等に重点を置いて行いました。

次に113ページ、予防課でございます。

「火の用心」グラウンドゴルフから防火教室・署内見学まで、さまざまな活動において、幼児期から高齢者まで幅広く火災予防のための啓発を実施しました。また、住宅用火災警報器普及啓発では、グラウンドゴルフ大会や消防の広場において、設置推進PRを行いました。以上でございます。

次に、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（五島直和君）

それでは、教育部の所管に関する主な部分について、御説明させていただきます。

少しページが飛びますが、118ページをお願いいたします。

学校教育課の関係でございますが、上段の小学校施設耐震化・環境整備事業といたしまして、施設の耐震化及び環境の整備、充実を図り、安全・快適に学習生活ができるよう、整備改修工事を行いました。

主な工事といたしましては、校舎飛散防止フィルム張り工事を13校行いました。また、公共下水接続工事を2校、並びに草平小学校西側駐車場整備工事などがございます。

続きまして、122ページをお願いいたします。

上段の中学校パソコン教室事業としまして、生徒が取り組むパソコン等を活用した事業のために学習ソフトの更新、整備及びシステムの円滑な運用を行っております。平成25年度は、佐屋地区、八開地区、佐織地区の5中学校のパソコン教室機器リースの更新を行いました。

続きまして、その下の段の中学校施設耐震化・環境整備事業といたしまして、こちらも施設の耐震化及び環境の整備、充実を図り、安全・快適に学習生活ができるように整備改修工事を行いました。主な工事といたしまして、佐屋中学校防球ネット改修工事、並びに佐屋中学校公共下水接続工事などがございます。

続きまして、125ページをお願いいたします。

下段の学校給食事業といたしまして、児童・生徒にバランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の健康の増進、体位の向上を図りました。

続きまして、129ページをお願いいたします。

社会教育課の文化財事業といたしまして、中段の白い丸の3番目でございますが、地震に関する歴史講演会、並びに特別展を開催し、災害に対する知識を学んでいただきました。

続きまして、132ページをお願いいたします。

文化会館管理運営事業といたしまして、工事請負費におきまして、下のほうの段でございますが、舞台機構つり物装置改修工事、並びに第2期受変電設備改修工事を行い、施設の安全性を図りました。

続きまして、134ページをごらんいただきたいと思っております。

図書館管理運営事業といたしましては、中央図書館、佐織図書館、立田図書館におきまして、図書資料、また視聴覚資料等の収集に努め、市民の皆さんの利用サービスの向上を図りました。

続きまして、138ページをお願いいたします。

社会体育課の関係でございますが、下の段の体育施設指定管理委託事業といたしましては、体育館を初め野外スポーツ施設や学校体育施設などの管理運営を委託し、利用者の向上を図りました。

教育関係は以上でございます。続きまして、企画部長より御説明をさせていただきます。

○企画部長（山田喜久男君）

平成25年度一般会計決算の説明については、以上でございます。

なお、実績報告書の最後の2ページほどになります174ページ、175ページに市債に関する調べ、また176ページに基金残高一覧表を参考資料として添付させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時半といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

○総務部長（石原 光君）

実績報告書の146ページをお開きください。

認定第2号：土地取得特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入歳出とも174万4,927円という決算額になっております。

内容につきましては、基金から生じた利息を基金に積み立てるという内容でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。次に、市民生活部長から説明を申し上げます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、認定第3号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をさせていただきます。

147ページからでございます。よろしく申し上げます。

147ページの事業勘定をお願いいたします。こちらにつきましては、歳入決算額は80億1,300万906円、歳出決算額は74億281万3,721円、差引額としまして6億1,018万7,185円を平成26年度へ繰り越しをいたしました。

歳入のうち、国保税の収入額が18億1,789万3,064円、収入未済額が4億6,290万4,132円となっております。また、現年度分の徴収率につきましては、93.61%となっております。歳出のうち、保険給付費と後期高齢者支援金などの合計は57億8,429万4,592円で、全体の78.14%を占めております。

次に、149ページの直営診療施設勘定をお願いいたします。

歳入決算額は1億5,402万3,540円、歳出決算額は1億3,160万5,402円、差引額としまして2,241万8,138円を平成26年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の状況で主なものとしまして、表にもございますが、診療収入の決算額が1億1,418万4,612円で、前年度比95.3%。歳出の状況では、総務費の決算額が7,219万8,264円で、前年度比93.0%となっております。

続きまして、150ページをお願いいたします。

こちらは認定第4号：平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

事業主体は全体を広域連合が実施しておりまして、75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害者を対象にしております。

決算の状況としまして、歳入決算額は6億2,875万5,444円、歳出決算額は6億2,572万471円、差引額は303万4,973円を平成26年度へ繰り越しをいたしました。

歳入のうち、保険料収入額が5億1,159万3,600円、収入未済額が629万7,000円となっております。一般会計からの繰入金は1億1,353万8,985円でございます。

歳出は、そのほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。額といたしましては6億1,691万6,485円となっております。以上でございます。

次は、福祉部長より説明申し上げます。

○福祉部長（小澤直樹君）

認定第5号：平成25年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算について、御説明をさせていただきます。

151ページをごらんください。

最初に、保険事業勘定の平成25年度の決算の状況でございます。

歳入決算額40億2,814万1,577円、歳出決算額39億2,101万7,817円、差し引きいたしまして1億712万3,760円でございます。これを平成26年度へ繰り越しをいたしました。

その下の表をごらんいただきたいと思ひます。

①番、歳入の状況でございます。介護保険料につきましては9億3,308万100円でございます。全体の23.2%を占めております。そのほかの主な歳入といたしましては、支払基金交付金10億8,616万2,153円、国・県の支出金を合わせまして13億1,506万9,745円でございます。

②番で歳出の状況でございます。保険給付費が37億1,312万98円と全体の94.7%を占めておりまして、昨年と比べて6.8%の伸びとなっております。

次に、152ページをごらんいただきたいと思ひます。

③番、被保険者の状況でございます。第1号被保険者、第2号被保険者を合わせまして、平成25年度末現在で1万7,918人ございまして、平成24年度に比べまして3.7%の伸びとなっております。

④番、認定申請件数でございます。在宅、施設合わせまして2,779件ございまして、24年度に比べて1.2%減っております。

はねていただきまして、153ページをごらんいただきたいと思ひます。

居宅サービスや施設サービスなどの種類ごとの保険給付費の内訳でございます。

154ページにつきましては、予防給付費の種類ごとの内訳が示してございます。

どちらにつきましても、要介護者の増加でありますとか、介護ニーズの増大から年々増加をしております。保険給付費では3つのサービスを合わせまして6.2%ほど伸びております。予防給付費につきましては、19.9%と高い伸びを示している状況でございます。

はねていただきまして、156ページと157ページにつきましては、地域支援事業に関する事業の内訳でございます。介護状態にならないように、各種事業や相談事業を行っております。

158ページをごらんいただきたいと思ひます。

サービス事業勘定でございます。要支援1・2の方を対象にいたしました予防給付に係るサービス計画書、いわゆるケアプランでございます。これを作成する地域包括支援センターの経費でございます。歳入歳出決算額3,969万8,751円となっております。以上でございます。

続きまして、上下水道部長より説明をさせていただきます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、認定第6号：平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。

160ページをごらんいただきたいと思ひます。

農業集落排水事業の平成25年度の決算の状況でございますが、歳入決算額8億5,990万228円、歳出決算額8億3,747万6,161円となりました。

161ページをお願いいたします。

歳出といたしまして、農業集落排水事業の施設管理費につきましては、市内に19施設ござい

ます集落排水施設の維持管理費用でございます。事業の主なものといたしましては、光熱水費のほか、劣化に伴う各種修繕や、佐屋区域の本部田、東條地区、佐屋中央地区におきまして大型機器の修繕工事を実施し、施設の機能維持に努めたものでございます。

162ページのコミュニティ・プラント事業につきましては、永和台クリーンセンターにおける維持管理費でございます。

続きまして、認定第7号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。

165ページをごらんいただきたいと思います。

歳入決算額14億381万4,147円、歳出決算額13億4,926万7,411円となり、繰越明許費の一般財源270万円を差し引いた額5,184万6,736円を翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入のうち、下水道事業受益者分担金及び負担金につきましては、予算額6,295万円、調定額7,915万1,000円、収入済額7,074万4,700円、未収入額840万6,300円となっております。下水道使用料につきましては、予算額7,536万2,000円、調定額7,674万3,736円、収入済額7,617万7,693円、未収入済額56万6,043円となりました。

166ページから168ページにおきまして、受益者分担金、区域外流入分担金、受益者負担金それぞれの賦課対象面積や減免対象面積、負担金決定額等が掲載してございます。

169ページをお願いいたします。

供用開始面積及び処理分区人口でございますが、平成26年3月31日現在で供用開始面積が215ヘクタール、処理分区人口が1万1,896人、接続済み人口は6,279人であり、水洗化率といたしましては52.78%となっております。

171ページをお願いいたします。

公共下水道施設建設事業でございます。主なものといたしましては、実施設計委託料、管路布設工事、水道管移設補償費等の支出でございます。

172ページの日光川下流流域下水道事業は、愛知県の建設工事に伴う愛西市分の負担金でございます。

続きまして、水道事業会計につきまして御説明をさせていただきます。

これにつきましては、決算書の312ページをお願いいたします。

認定第8号：平成25年度愛西市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度愛西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

313、314ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。収入の部では水道事業収益の決算額としまして、4億2,834万7,927円ございました。支出の部では、水道事業費用の決算額といたしまして、4億4,833万308円となっております。

営業費用で98%近くを占めておりますが、これにつきましては動力費、あるいは県水の受水費、修繕費、人件費等でございます。

315、316ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。収入といたしまして、決算額4,221万1,450円でございます。支出といたしまして、決算額1億8,230万3,678円となっております。

下に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,009万2,228円は、減債積立金876万914円、過年度分損益勘定留保資金1億2,560万2,797円及び当年度分消費税資本的収支調整額572万8,517円で補填をいたしました。

続きまして、318ページをお願いいたします。

損益計算書を掲載させていただいております。平成25年度の水道事業純損失につきましては2,583万2,647円でございます。

325ページ以降、各明細書、また334ページ以降には事業報告書を掲載させていただいておりますので、お目通しをしていただきたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・報告第4号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第26・報告第4号：平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書について報告をお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、報告第4号：平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書について御説明させていただきます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、継続費に係る継続年度の終了に伴い、議会に報告するものでございます。

最後のページをお願いいたします。

平成25年度愛西市一般会計継続費精算報告書でございます。

事業名につきましては、統合庁舎整備事業の設計費でございます。

真ん中の実績といたしまして、支出済額が合計9,450万円でございます。財源内訳としまして、地方債で合併特例債ですが6,280万円、一般財源で3,170万円でございます。

報告第4号については、以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・報告第5号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第27・報告第5号：平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

報告第5号：平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明いたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22

条第1項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付して議会に報告するものでございます。

次ページの写しをお願いいたします。

表の上段ですけれども、愛西市健全化判断比率の段をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結赤字額が生じておりませんので、数値の計上はございません。実質公債費比率につきましては、前年度と変わらず5.3%、将来負担比率につきましては数値の計上はございません。国が示しております中段の早期健全化基準値及び下段の財政再生基準値を、いずれの項目の数値も下回っている結果となっております。

続きまして、次ページをお願いします。

公営企業会計における資金不足比率について御説明させていただきます。

水道事業会計、農業集落排水事業等特別会計、公共下水道事業特別会計のいずれも赤字額及び資金不足額が生じておりませんので、数値の計上はございませんので、よろしく願いをいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、認定第1号から認定第8号までの平成25年度決算についてと、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、審査意見書について、監査委員の竹村仁司議員より審査結果の報告をしていただきます。

○19番（竹村仁司君）

平成25年度愛西市一般会計、愛西市各特別会計及び愛西市水道企業会計決算審査の報告をいたします。

初めに、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付された平成25年度愛西市一般会計及び各特別会計歳入、歳出決算並びに基金運用状況について審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、戸谷監査委員と私で実施をいたしました。なお、戸谷監査委員は農業委員会の事務については、地方自治法第199条の2の規定により除斥としました。

平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数は正確であるか、財政運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら慎重に審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、いずれも地方自治法等の会計処理に関する規定に準拠しており、各会計の決算計数並びに会計処理については、正確かつ適正に表示されていると認められました。

また、基金の運用状況については、計数は正確であり、各基金の設置目的に従って、安全かつ有利な方法で運用、管理がなされていることを確認いたしました。

なお、審査の詳細については、さきに配付されております平成25年度愛西市決算審査意見書

を参照していただきたいと思います。

さて、昨年度の我が国の状況を見ますと、政府による経済政策により、企業の業績や国民の消費動向が上向くなど、景気の回復に期待を抱かされる要素が出てきているところです。しかしながら、景気の実感の一部の企業や地域にとどまり、また物価動向もデフレ脱却は道半ばにあるため、我が国経済は民間主導の力強い成長をまだまだ完全に取り戻してはいない状況に思われます。さらには本年4月には消費税が引き上げられ、今後の経済状況の推移と市民生活への影響を注意深く見守ることが必要であると考えます。

当市においては、昨年度は八木前市長から日永新市長に交代されたため、当初予算は骨格予算として、義務的経費、緊急性や継続性のある予算が生まれ、平成25年度をスタートしております。

平成25年度の主な事業として、当市の中核施設となる統合庁舎整備関連事業としまして、新たに駐車場拡幅のための用地買収や既存庁舎の改修、排水路のつけかえ、庁舎周辺の道路拡幅事業や増築する庁舎の建築設計及び工事に係る入札などが行われ、増築に伴う本庁舎の一部取り壊しが行われました。

防災・減災事業としましては、防災備蓄倉庫整備事業が進められ、寄附を受けました森川町の土地を有効活用し、備蓄倉庫を建設するための用地造成工事が行われ、また佐屋社会福祉会館の跡地を利用し、こちらにも防災備蓄倉庫を建設するための建築設計委託が実施されております。

福祉部関係では、障害児支援として臨床心理士を採用し、児童の発達に専門的な立場から一層の支援をし、また放課後児童クラブを小学6年生まで拡大することに伴い、8つの児童館、子育て支援センターの児童クラブ室の増築が行われております。

次に市民生活部関係では、戸籍総合システム機器の入れかえ、システムの再構築等が行われ、また愛西市健康日本21計画の第2次計画が策定されております。

経済建設部においては、農業委員の報酬の見直しや、長年にわたった勝幡駅周辺事業が完了しており、消防関係では海部地方消防指令センターの運用が開始されております。

教育部においては、昨年度に引き続き、災害時における校舎等のガラス飛散防止工事が全小学校13校で行われておりますが、こうした各部局の事務事業の決算状況を審査する中で、意見及び要望がありましたので申し添えます。

まず歳入においてですが、平成25年度においては、主財源である市税全体の収入は、平成24年度に比べ6,981万円ほど増額となっており、1%の増加となっております。市税を初め分担金、負担金、使用料及び手数料等の財源確保については、鋭意努力はされておりますが、住民負担の公平かつ均衡を保つ上からも、不納欠損処分については債権の時効管理に十分留意し、処分に至るまで徹底した収納努力を行い、引き続き厳正に対処されるようお願いいたします。

平成26年度からは、土地取得特別会計並びに土地開発基金が廃止されておりますが、この基金で保有していた遊休資産を含め、市の保有するさまざまな資産の処分や有効利用を一層進め、財源確保に努めるようお願いいたします。

市の主財源である地方交付税につきましては、平成25年度においても前年度より増加しておりますが、実質的な普通交付税は合併算定がえの特例加算措置の縮減により、合併後10年を経過する平成28年度以降は逡減していくこととなりますので、自主財源の確保に向けて、一層の努力をお願いします。

市債においては、借入額と償還額のバランス、将来負担等に十分留意し、これまでと同様に厳選した事業への市債発行に努められるようお願いいたします。

次に歳出ですが、昨年の定期監査の折にも触れられておりますが、工事や委託業務の執行については、可能な限り競争原理を働かせる中で、設計・仕様書等の内容の精査を徹底し、一層の経費節減に努めてください。

次に福祉に係る扶助費については、平成25年度においても増加しており、この傾向は今後も継続すると考えられるので、効果的かつ効率的な予算執行を要望いたします。

次に特別会計ですが、国民健康保険特別会計においては、療養給付費は昨年度に比べ減額となっており、1人当たり療養給付費も下がっておりますが、今後も病状の重症化を防ぐためにも特定健康診査受診率の向上を目指し、一層の医療費削減をお願いします。

次に後期高齢者及び介護保険に係る保険給付に係る費用は増加の一途をたどっており、今後も増大すると考えられますので、介護予防等を含めた保険給付の適正化に努めてください。

次に集落排水事業については、施設の老朽化による修繕費用の増加が見込まれますので、長期的、計画的な対応をお願いいたします。

公共下水道事業では、計画に基づき、各地区で順次供用開始されておりますが、各家庭の下水への接続率が使用料の増収に直結することから、健全な運営を進める上でも接続率の一層の向上をお願いします。

次に多くの特別会計には、一般会計から多額の繰入金が入入されておりますが、今後もできる限り独立採算の原則に沿って事業運営を行うとともに、常に事業経費の精査に努め、安易に一般会計からの繰入金に依存しないように努めていただきたいと思います。

次に、当市においても行政改革が進められておりますが、行政の効率化には市民にとってサービス水準の低下や負担の増大といった痛みが伴うこともあります。これには、市民に対して十分かつ丁寧な説明が必要です。あわせて、スピード感を持って対応していくことが肝要であると思います。

また、事業執行に係る内部統制についてですが、今後一層の充実を期待しております。あわせて、複雑・多岐化する行政運営の円滑化を図るためには後進の育成が何よりも重要であることから、十分に意を払っていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、市職員一人一人が改革に向け、高い意識を持ち、平成26年3月に策定されました行政改革第3期推進計画に沿って、今後も確実に改革を進められるよう要望します。

以上、意見並びに要望を加え、平成25年度愛西市一般会計、特別会計並びに基金の運用状況の決算審査報告といたします。

次に、平成25年度愛西市水道企業会計決算の報告をいたします。

審査は、戸谷監査委員と私で実施をいたしました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成25年度愛西市水道事業会計、歳入歳出について審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

平成25年度愛西市水道事業会計の歳入歳出決算に当たっては、各書類が関係法令に準拠し調整されているか、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、会計経理事務は関係法令に適合し、正確に処理されているか、事業運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類などを照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査の結果を勘案し、慎重に審査を実施した結果、決算計数並びに会計処理については、正確かつ適正に表示されていると認められました。

審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成25年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において、意見、要望事項がありましたので報告いたします。

水道収益の大部分は水道使用料であります。この水道使用料も人口の減少や節水意識の高まり、節水機器の普及などにより年々減少してきております。こうした中で、少しでも水道収益を上げるために、水道使用料の未収金対策に日ごろより積極的に取り組んでおられ、その結果、未収金は毎年減少してきております。今後も、新たな未収金の発生の防止に努められるようお願いいたします。

次に、これまでの決算審査報告でも述べてきておりますが、いまだ佐織地区と八開地区の料金体系が別々になっております。使用者間の負担の公平性を高めるためにも水道料金の統一を望むところであります。

次に損益計算においては、毎年、純損失を計上する状況になっており、また貸借対照表においても、流動資産における現金預金が減少してきております。こうした状況を踏まえますと、水道料金の適正化は避けて通れない今後の課題といたします。つきましては、計画的な施設の老朽化対策を含めた経営健全化への施策を早急に講じられるよう要望します。

以上、平成25年度愛西市水道事業会計の決算審査報告といたします。

引き続きまして、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、戸谷監査委員と私とで実施をいたしました。

平成25年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、その係数は正確であるかなどに重点を置き、記載した書類の審査を実施いたしました。

その結果、関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確であることを確認いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりですが、若干申し添えさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率においては、全ての数値が基準以内でありますので、特に問題となる点は認められませんでした。しかしながら、一般会計の決算報告の中でも申しましたが、地方交付税が近い将来には減額されると考えられますので、今後も安定的な財政運営の確保に一層努められるようお願いいたします。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についての御報告であります。

以上で審査結果の報告といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第28・決算特別委員会の設置について

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第28・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

今定例会に議題となり、提案説明がありました認定第1号から認定第8号の平成25年度決算8件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号の平成25年度決算8件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、7名としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は7名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において大野則男議員、山岡幹雄議員、神田康史議員、真野和久議員、吉川三津子議員、堀田清議員、高松幸雄議員の7名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後2時13分 休憩

午後2時16分 再開

### ○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局より報告をしていただきます。

### ○議会事務局長（服部秀三君）

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には堀田清議員、副委員長には大野則男議員であります。よろしくお願いいたします。

### ○議長（鬼頭勝治君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月22日午前10時から開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月9日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時18分 散会